

長野県地域防災計画 令和4年度 修正(案)に対するご意見と県の考え方

危機管理部危機管理防災課

- 1 募集期間 令和4年12月28日(水)から令和5年1月26日(木)まで
- 2 件数 22件(2通)
- 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

No.	項目	お寄せいただいたご意見	県の考え方
1	全体	<p>本編と資料編の関係・関連性がほぼないため扱いにくい(見落としが生じる)</p> <p>本編では「…に努める。」や「…県下に○箇所」、「○○等を○件保有」といった簡易な表現の記載で終わっているが、その詳細は資料編で示されている場合が多い。ごく稀に「(資料編参照)」と記載されたものもあるが、存在の有無が不明なものを資料編の目次から探さなければならない。また、資料編から見た場合にも、本編中のどの項目に関連したものかわからない。</p> <p>資料編に関連資料がある場合は、【資料編○○ - ●参照】や、少なくとも【資料編参照】等、資料への誘導表示(リンク)を付してほしい。</p> <p>また、資料編の目次や資料にも、関連する本編項目(○○編第○章第○項関連等)を表示してほしい。</p>	<p>本編と資料編は、必ずしも一対一で対応しているものではなく、関連部分すべてを明記することが難しいため、資料編の参照が特に必要と思われる内容については、その旨記載しています。</p>
2	全体	<p>昨年度の改正で、国の防災基本計画に合わせ、「発災時」「災害発生時」等は、『災害時』に統一されたはずであるが、一般的に未修正箇所が多数存在する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正した部分については、原則として同計画と同じ文言を使用しています。</p>
3	全体	<p>災害種類ごとに分かれているが、実際には共通した内容が多く、災害が複合する場合も考えねばならないので、共通事項に関するものと災害種類ごとに異なるものに再編成すべきである。例えば、全体の体制や避難所運営などは共通事項に、災害の想定や対応を変えねばならないことは災害種別ごとに分ける。</p> <p>なお、様々な点で齟齬が生じない様に西暦に統一すべきである。</p>	<p>各対策編に共通する事項については、風水害対策編を参照することとしております。また、風水害対策編第2章第4節、第33節に記載のとおり、複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実するとともに、地域特性に応じた複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めることとしています。</p> <p>なお、国防災基本計画や災害名称を踏まえて和暦としています。</p>

4	全体	<p>会議には多数の部署が参加しているために各部署毎のことが中心となりがちである。これを、本部、被災者、対策部署に分け、どのように被災者に対応するかを検討するように変えるべきである。被災者を中心にすることによって「誰もとり残されない」ために何をすべきかが明かになり、対応内容と対応部署が明確になる。現在の会議には当事者やそれを代弁する人が含まれていない。</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害弱者（障害者、高齢者、妊産婦、子ども、など） ・少数者（外国人、非居住者） ・来訪者、観光客（多数が参加する場合）、公共交通機関利用者、道路利用者 <p>この様にすれば、避難所での対処や食事の提供などの配慮が明確になる。つまり「誰もとり残さない（取り残されない）」を実現できる。</p>	<p>長野県防災会議では、松本児童相談所、長野県社会福祉協議会、長野県介護福祉士会、長野県障がい者社会参加推進協議会といった福祉関係者を委員に委嘱し、災害時要配慮者に配慮した計画となるよう、審議を行っています。また、庁内の担当課を通じて、各団体からの県政への要望等を踏まえた災害対応における課題等が計画に反映されるよう、幹事に各部署の課長を任命しています。</p> <p>また、計画の修正にあたっては、県民の皆様のご意見を計画に反映するため、パブリックコメントを通じて広くご意見を募っています。</p>
5	風水害対策編 第2章第11節 第3 1(2)ア	<p>風水害編も含め、「保健衛生・感染症対策」では「新型コロナウイルス感染症を含む感染症」と記載されている。修正案文は、「新型コロナ」のことであろうと、時節柄理解はできるが、「自宅療養者」「陽性判定時」は「新型コロナ」限定として扱うのかあいまい。</p> <p>*「自宅療養者」に定義はあるのか。新型コロナに限定或いは、他の感染症（インフルエンザ等）にも適用されるのか。（感染症以外の医療・介護の自宅療養も含むことになる。）</p>	<p>ご意見を踏まえ、「自宅療養者」等については、「新型コロナウイルス感染症を含む感染症」に係る内容であることがわかるよう修正します。</p>
6	風水害対策編 第3章第2節 第2 4(3)ア	<p>(ウ) 市町村の実施事項 「火災・災害等即報要領」を資料編に追加すべき</p>	<p>ご意見を踏まえ、資料編に火災・災害等即報要領を追加します。</p>
7	震災対策編 第2章第10節 第3 1(2)ア	<p>令和3年度修正版（震災対策編）では、「(1) 現状及び課題」に記載されている。記載場所の違い。</p>	<p>ご指摘のとおり、修正します。</p>
8	震災対策編 第3章第11節	<p>風水害編「受入れ」、震災対策編「受け入れ」⇒「受入れ」が統一されていない。</p>	<p>震災対策編を風水害編の文言に合わせて修正します。</p>

9	震災対策編 第3章第11節 第3 1(2)ア	(7)表中 「避難指示」 「市町村長」の行が重複している	ご指摘のとおり修正します。
10	震災対策編	南海トラフ地震は県内各地で被害が生じるだけではなく、 ・大規模停電の発生 ・県内と周辺部で道路網の寸断による様々な問題 ・影響の長期化（経済を含む） などが予想されるので、他の災害への対策を基礎とした上で広範に検討する必要がある。	ご指摘の通り、南海トラフ地震などの大規模地震については、様々な観点の防災対策を検討する必要があります。地震を含めた防災に関するハード・ソフト対策について関係機関と連携し取り組んでまいります。
11	原子力災害 対策編	原発が事故を起こせば取り返しが付かないことはフクシマで十二分に経験した。県内でも広く被曝している。このため長野県のエネルギー計画では原発を想定していないが、さらに進めて、県民を守るために原発に反対することを明らかにすべきである。立地自治体の避難計画では、取り残されたり大量に被曝することを排除できていない。避難途中で被曝検査をすることになっているが不完全なので、衣服などから県民が二次被曝する可能性が高く、現在の医療体制では被爆者を治療することもできない。避難者を収容することも容易ではない。従って「被曝の有無に拘わらず避難者を受け入れない」と明記すべきである。	ご意見として承りました。
12	その他	障害者については、日常的に移動と社会参加ができていないのに災害時だけ配慮されることはあり得ない。障害者は社会の一員であり、健常者と同様に社会参加する権利があるということを社会の共通認識とする必要がある。	
13	その他	災害の予測には不確実性が伴う。実際には起きなかったので準備が無駄になること（空振り）と準備していなかったのに起きてしまって損害を出すこと（見逃し）という2つの過誤を同時に減らすことはできないので、社会は空振りを容認すべきだという認識を広める必要がある。地震と噴火は予測できないが台風は可能なので、天候が安定している時に避難する。空振りの方が被害が少ない例である。	

14	その他	<p>長野県内では大半の堤防が車道となっているので川の状態を見ることは少ない。堤防道路を一般車両通行禁止とし、多くの方が日常生活の中で川の状態を見るようになれば、関心を持ち、異常に気付きやすい。身近な川がどこから流れて来るかを知れば上流での雨の状態も気にすることになるが、3年前の洪水を経験したにも拘わらず、善光寺平に住んでいながら千曲川と犀川がどの山から流れて来るかを知らない人が多い。自然環境の中に人間社会があり、その上で経済活動を行っていることを、日常的に認識することは防災意識の基礎である。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>
15	その他	<p>リニア新幹線関係では、工事を含めて様々な問題が予想されるのに公開されている情報が少なすぎる。特に非常口が過疎地にあるので特別な検討をすべきである。</p>	
16	その他	<p>多数の人が集まる催し（行事、祭り、スポーツなど）が行われている最中の災害については、主として住民を対象とした防災計画とは異なった点があるので、それらに共通で配慮すべき点をまとめると共に、催し毎の計画作成を義務付けるべきである。</p>	
17	その他	<p>歩道橋と横断地下道は通れない人がいるので特に弱者の避難の妨げになるが、災害時には危険でもある。東北地方の地震では歩道橋が落下した。大きく揺れて転落しそうになったこともある。ハザードマップで水没する横断地下道の閉鎖と迂回路設置は検討されていない。階段のために歩道の残り部分が狭すぎる場所も多い。この両者には法的根拠が無いので撤去すべきである。街中の災害時緊急輸送道路こそ電線の地中化を優先させるべきだが、歩道が無かったり極端に狭かったりするので、緊急時に役立つかは不明である。特に国道事務所が管理する道路が進んでいない。</p>	

18	その他	<p>建設工事によって発生する土は設計時に処分先を用意しなければならないので、そもそも残土置き場が発生するはずがないから、仮置き場を含めて認めるべきではない。ヤードなどの作業場所については工事中の安全も確保させねばならない。公共事業が災害を発生させる可能性がある場合は、行政不服訴訟の迅速化と一時差し止めの強化を求めるべきである。(県の権限で可能であれば) 特別な第三者機関を設置して並行して調査すべきである。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>
19	その他	<p>(ア) 電力広域的運営推進機関(OCCTO)を防災会議に参加させる必要がある。</p> <p>(イ) 災害時の給電の優先順位を下記とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命 ・生活 ・基本インフラ ・事業(持続可能性を考慮) <p>北海道のブラックアウトでは、一般家庭、スーパー、コンビニなども停電したので食糧が不足した。</p> <p>長野県では夏の冷房と冬の暖房は生命に関わる。避難所の設置を検討しておくべきである。</p> <p>水道では、浄水場以外は電源バックアップが無いので、早急に整備すべきである。通信系の多重化も必要である。小さな太陽光パネルと電池によって対応できる可能性がある。</p> <p>電源車が不足すると思われるので、車両のバッテリーとDC/ACインバーターによって最低限の電源を確保する。</p> <p>(避難所も同じ)</p> <p>事業のうち、牧畜、クリーンルームは停電の影響が大きいので優先度を上げる。</p>	<p>長野県防災会議の委員については、災害対策基本法及び県の条例に基づき、知事が任命しています。指定公共機関については、災害対策基本法において、当該都道府県の地域において業務を行う機関の役員又は職員を任命することとされており、電力会社では、中部電力パワーグリッド株式会社に委員に委嘱しています。</p> <p>長野県地域防災計画では、風水害対策編第2章第17節において、災害に強い電力供給システムを構築するものとしています。</p> <p>また、指定公共機関においては、災害対策基本法に基づき、防災業務計画を作成することとなっており、各所掌事務に関する防災対策について規定されています。</p>

		<p>(ウ) 地域配電網の整備</p> <p>太陽光パネルなど地域の発電所で最低限の電源を確保できるように、配電網のスイッチを増やし、「その時点の発電状況とその時の優先状況」に応じて優先度の高いものから地域の配電網に接続するシステムを構築する。</p>	
20	その他	<p>洪水や土砂崩れの可能性のある場所には公共的建築物と住宅の建設を認めるべきではなく、現存建物は移転を促すべきである。公的な性格を持つ建築と福祉施設は期限を切って移転させるべきである。</p>	<p>風水害対策編第2章第1節、第26節に記載のとおり、災害危険区域においては、必要に応じて移転等を促進することや、様々な建築の制限を幅広く検討するものとしております。</p>
21	その他	<p>社会の状態が大きく変わっているので消防団も役割を変える必要がある。いわゆる現場への出動だけではなく、情報収集や連絡でも役割を増やすのである。そして日常的に地域の安全に関わることにより、災害時の被害、特に死傷者の軽減を目指すべきである。活動には若い人たちや外国人、女性、障害者などを含めて多くの人々が「対等に」参加する必要がある。</p> <p>(ア) 日常の様々な場合に川や斜面の状態に注意を払い、異常に早期に気付く。</p> <p>(イ) 気象情報、雨量計、水位計、監視カメラなどの状態を把握し、福祉関係部署（民生委員を含む）と連携して早期避難に協力する。（実施主体となることが好ましい。）</p> <p>(ウ) 避難所と避難ルートのバリアフリーを点検し、不備があれば行政に伝える。</p> <p>(エ) 避難所で特別な配慮が必要な人たちがいることを理解し、日常的にも避難所でも、住民や避難者などに理解を広める。</p> <p>(オ) 避難所運営を支援する。特に女性と少数者に配慮する。</p>	<p>ご指摘の通り、消防団等の地域の防災活動に多くの方の参画が重要です。地域の防災力向上のため、市町村や大学、関係機関と連携し、取り組みを進めてまいります。</p>
22	その他	<p>防災無線は「電話」だが、病院などでは係員が現場に常駐できないと思われるので、留守番電話やFAX機能の付加を検討する。</p> <p>携帯電話が災害時に安定的に使える場合は写真や動画による連絡や</p>	<p>風水害対策編第2章第21節に記載のとおり、通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信</p>

	<p>SNS などを利用すべきだが、後者は信頼性の確保を検討しておく必要がある。</p> <p>放送が入らない地域や安定しない条件を調査・把握すべきである。</p> <p>スマートメーター（電力）の電力会社以外での利用を検討する。</p>	<p>機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備することとしています。</p>
--	---	--